

第二百二十三号議案

埼玉県指定特定非営利活動法人を指定する条例の一部を改正する条例

埼玉県指定特定非営利活動法人を指定する条例（平成二十五年埼玉県条例第三十六号）の一部を次のように改正する。

本則の表中11の項を削り、12の項を11の項とする。

附則

この条例は、公布の日から施行する。

平成二十九年十二月八日提出

埼玉県知事 上田清司

提案理由

埼玉県指定特定非営利活動法人の指定の手續等に関する条例の規定による指定の取消しの申出があった指定特定非営利活動法人について、指定の取消しをしないので、この案を提出するものである。